

平成22年度決算により算定した健全化判断比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による公表)

平成22年度決算により算定された坂出市の健全化判断比率は、下表のとおり、全て基準を下回りました。今後とも、行財政改革実施計画を着実に実行し、効率的な財政運営を行ってまいります。

健全化判断比率	平成22年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (△6.76%)	12.87%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (△32.41%)	17.87%	35.00%
③実質公債費比率	16.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	136.6%	350.0%	

備考

実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載し、参考に黒字の比率を(△)で記載しています。

連結実質赤字比率の財政再生基準は3年間の経過措置(市町村は40%→40%→35%)があり、平成23年度決算より30%となります。